

平成 23 年 11 月 7 日

県土整備部建築住宅課

## KOSO建築設計室が設計等を行った物件における壁量の不足等について

今般、平成11年から平成17年までの間に岩手県内において、KOSO建築設計室が設計を行った物件について、建築基準法に規定する耐力壁が不足するなどの設計誤りがあることが判明しました。

なお、これらの物件のうち有りベストが建築した住宅73棟については、設計誤りがあった各住宅の所有者等に対して個々に説明を行った上で、耐力壁を追加するなどの工事を実施し、改修工事を完了したとの報告を受けております。

## 1 設計誤りについて

## (1) 壁量不足等の設計誤りの内容

建築基準法では、地震又は風圧による水平力に対して安全であるように、壁（耐力壁）又は筋かいを入れた軸組を釣り合い良く配置しなければならないと規定しているが、次のような設計の誤りが見つかった。

- ① 地震力及び風圧力に対する壁量が必要量を満たしていない。
- ② 建物の側端部分どうしの壁量のバランスが悪く、所要の比率を満たしていない。

なお、KOSO建築設計室に対する聞取調査において、抽出した物件について耐力壁が不足であることを確認したところ、設計誤りがあったことを認めています。

## (2) 設計誤りを確認した件数

## ① 有りベストが建築した物件

建築確認審査実施機関	調査数	設計誤り確認数	備考
県南広域振興局土木部	127件	51件	設計誤りが確認された73件は全て是正工事を実施済
奥州市	44件	19件	
北上市	3件	2件	
一関市	1件	1件	
花巻市	2件	0件	
合計	177件	73件	

## ② 有りベスト以外の施工者が建築した物件

KOSO建築設計室の業務台帳に記載の約370件のうち38件を抽出し、設計者の資料で確認した結果、17件について耐力壁不足等が確認された。

## 2 今後の対応

- (1) 是正工事が完了した旨の報告があった73件について、適正に是正されたことの確認作業を進めます。
- (2) KOSO建築設計室が設計し、有りベスト以外の施工者が建築した住宅について調査を進めるとともに、設計誤りが確認された物件について、施工者等に対して是正指導を行います。
- (3) 設計誤りが確認された物件の設計を行なった建築士及び建築士事務所について、建築士法に基づく処分を検討していくこととなります。